

自然科学研究機構における研究設備・機器の共用に関する方針

令和5年10月12日

機構長決定

国立大学法人法第二十九条において「大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。」とあり、その二において、「大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。」と規定されている。

この度「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和4年3月付文部科学省大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）」が定められたが、その趣旨も踏まえ、以下の方針を定め研究設備・機器の共用を推進する。

1. 大学共同利用機関を中心とした共同利用・共同研究体制は、国内外の研究者コミュニティに開かれた運営体制により推進されている。本運営体制のもと、研究設備・機器の有効利用に資するため、共用を含めた設備整備・運用計画をもとに、研究設備のマネジメントを実施する。
2. 研究教育職員及びそれらの関係者が、研究設備・機器について利用可能な環境を整え、研究パフォーマンス及び多様で卓越した研究成果の創出に繋げるよう、機構内外の研究者にむけて設備共用を推進する。
3. 自然科学研究機構が自ら整備した研究設備の利用及び運用については、機構内外を対象とした公募型共同研究等における設備の共同利用はもとより、各研究所等において定める規則等に基づく共同利用及び共用を推進する。
4. 競争的研究費等を財源として整備される研究設備・機器のうち、一定規模以上の研究設備・機器については共用を推進する。